

大学名	設置団体	公立化時期
名桜大学	北部広域市町村圏事務組合	平成22年4月

※1

I. 設立団体の基礎データ

人口	R2年国調	128,259	人	区分	住民基本台帳人口		
	H27年国調	128,925	人		R6.1.1	131,854	人
	増減率	-0.5	%		R5.1.1	131,895	人
					増減率	0.0	%

面積	825.4	km ²
人口密度	159.8	人/km ²

標準財政規模 ^{※2}	486.1	億円
財力指数 ^{※3}	0.37	

※1 「設立団体の基礎データ」のうち、標準財政規模は北部広域市町村圏事務組合を構成する12市町村（名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村）の合計、財力指数は12市町村の加重平均、その他の数値は12市町村の数値を用いている。

※2 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的・一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額（令和5年度決算）

※3 各年度における普通交付税の算定に用いた標準財政収入額を標準財政需要額で除して得た数値（令和3年度から令和5年度までの3年度の平均）

II. 公立化の経緯、公立化に際しての設立団体における財政負担等

公立化の経緯	平成10年以降志願者が激減し、平成12年以降一部学科において入学定員を充足できない状況が続いた。平成17年に新学部学科の設置、平成19年に学科の増設、国際学部の改組を行うも改善にはつながらず、志願者減に対する名桜大学緊急対策会議を学内に設置した。平成21年1月、学内に公立大学法人化準備室及び公立大学法人化検討委員会を設置した。平成22年3月19日 公立大学法人名桜大学設置認可 同年4月1日 公立大学法人名桜大学 スタート		
公立化に際しての住民・議会等への説明	平成21年3月から8月にかけて、大学事務局による北部12市町村議会等への説明会開催（議会×3回、12市町村長、名護市市長、県議等）。公立化の趣旨、学納金の比較、地独法人の制度等の説明に加え、公立大学法人化に伴う12市町村の新たな財源負担はないこと、事務組合の共同処理事務に地独法人の設置管理を加えるために12市町村議会の議決が必要であることが説明された。平成21年4月14日の第一回事務組合理事会終了後に大学側より初めて公立化（設置主体を事務組合とすることについて決議の依頼、平成22年4月の公立化に向けた連携協力の依頼）について理事へ説明があった。		
公立化に際しての住民・議会等からの意見	平成21年9月4日、第3回事務組合理事会にて、名桜大学の公立化について（組合規約の変更）審議時に「名護市が設立団体ではダメなのか」、「市町村に追加で財源負担があるのでは」、「不測の事態が起きたときの責任の所在」などの意見・疑問があり、再度制度について検討することとし保留となった。10月14日の第4回事務組合理事会においても、理解が足りないことを理由に、継続審議となった。10月30日の第5回事務組合理事会において、大学に不測の事態が起きたときは名護市が責任を持つと確認をとることで組合規約の変更案を原案通り可決した。		
公立化に際しての新たな財政負担（現物出資を除く）	無	（「有」の場合） 具体的な内容	
公立化に際しての設立団体による施設の修繕等	無	（「有」の場合） 具体的な内容	

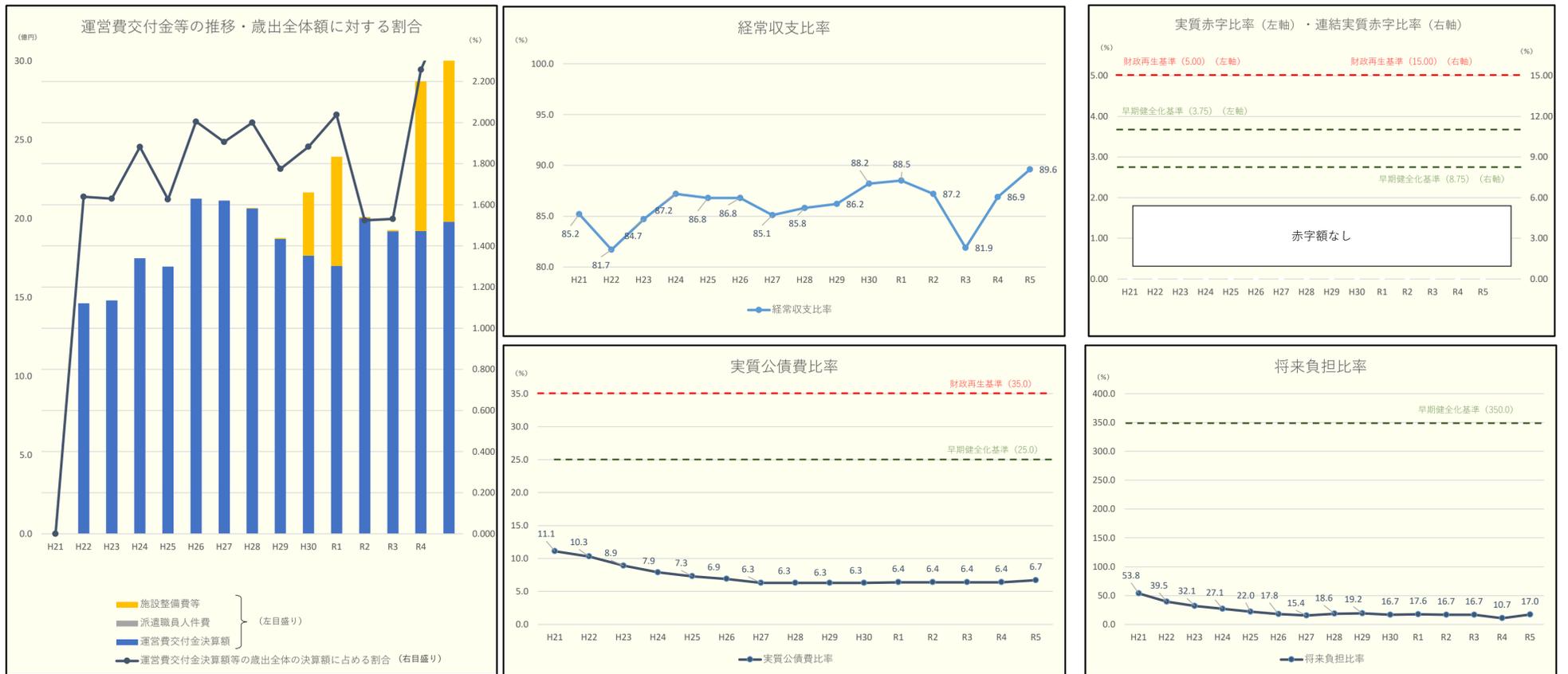
III. 公立化後の設立団体の財政上の影響

（単位：億円、％）

	公立化前年度	公立化前年度	公立化初年度	公立化2年目	公立化3年目	公立化4年目	公立化5年目	公立化6年目	公立化7年目	公立化8年目	公立化9年目	公立化10年目	公立化11年目	公立化12年目	公立化13年目
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
運営費交付金決算額 A	0	14.6	14.8	17.5	16.9	21.3	21.1	20.6	18.7	17.6	17.0	20.0	19.2	19.2	19.8
派遣職員人件費 B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(参考) 派遣職員数 (大学が人件費を負担するものを含む。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設整備費等 C	0	0	0	0	0	0	0	0.03	0.06	4.00	6.92	0.06	0.09	9.50	14.93
運営費交付金等計 D (A~C)	0	14.6	14.8	17.5	16.9	21.3	21.1	20.7	18.8	21.6	23.9	20.1	19.3	28.7	34.7
歳出全体の決算額 ^{※1} E	907.6	891.6	908.0	929.2	1,041.9	1,060.1	1,109.0	1,033.1	1,057.3	1,149.4	1,173.8	1,319.1	1,258.6	1,271.8	1,348.6
運営費交付金決算額等の歳出全体の決算額に占める割合 D/E	0	1.639	1.630	1.881	1.626	2.005	1.906	2.000	1.775	1.883	2.038	1.524	1.531	2.257	2.575
経常収支比率	85.2	81.7	84.7	87.2	86.8	86.8	85.1	85.8	86.2	88.2	88.5	87.2	81.9	86.9	89.6
健全化判断比率	実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	実質公債費比率	11.1	10.3	8.9	7.9	7.3	6.9	6.3	6.3	6.3	6.3	6.4	6.4	6.4	6.7
	将来負担比率	53.8	39.5	32.1	27.1	22.0	17.8	15.4	18.6	19.2	16.7	17.6	16.7	11.4	10.7

※1 「歳出全体の決算額」は普通会計ベースの歳出決算額の総額

※2 「歳出全体の決算額」は、北部広域市町村圏事務組合を構成する12市町村の合計額。また、「経常収支比率」及び「健全化判断比率」は、同12市町村の加重平均。



IV. 今後の設立団体への財政上の影響の見通し及び設立団体の対応方針

今後の設立団体への財政上の影響見通し及び設立団体の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、当事務組合からは運営費交付金のみを交付する。 ・大学施設の整備及び更新並びに土地取得費について、大学施設整備基金を財源として大学に財政支援を行っている。基金の財源は、地独法第40条の規定に基づき大学から組合へ納付された額、交付税のうち大学の建物及び構築物等に係る減価償却費相当額、基金から生じる運用益となっている。 ・大学運営の不測の事態に対応するため、大学運営基金条例を制定している。
-------------------------------	---